

## 2 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。

※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。(各自治体の助成等で治療費がかからない場合でもお支払いの対象となります。)

### 一般団体の加入区分

| 加入対象者                                    | 補償対象となる団体活動   | 加入区分 | 年間掛金<br>(1人当たり) | 対象範囲     |      |        | 傷害保険金額       |         |          |           | 賠償責任保険<br>支払限度額<br>(免責金額なし)   | 突然死葬祭<br>費用保険<br>支払限度額                    |
|--|---|------|-----------------|----------|------|--------|--------------|---------|----------|-----------|---|---|
|  |   |      |                 | 学校管理下を除く | 文化活動 | スポーツ活動 | 危険度の高いスポーツ活動 | 死亡      | 後遺障害(最高) | 入院(1日につき) |   |   |
| 子ども<br>中学生以下<br>特別支援学校<br>高等部の<br>生徒を含む。 | スポーツ活動<br>文化・ボランティア・地域活動  | A1   | 800円            | ○        | ○    | ×      | 2,000万円      | 3,000万円 | 4,000円   | 1,500円    | 対人・対物賠償<br>合算1事故 5億円<br>ただし、対人賠償は1人 1億円                                       | 突然死<br>(急性心不全)<br>脳内出血など<br>葬祭費用<br>180万円 |
|  | 上記団体活動に加え、個人活動も対象<br>AW区分の特徴：個人活動・個人練習なども補償の対象となります。  | AW   | 1,450円          | ○        | ○    | ×      | 2,100万円      | 3,150万円 | 5,000円   | 2,000円    | 対人・対物賠償<br>合算1事故 5億500万円<br>ただし、対人賠償は1人 1億500万円                               | 対象外                                       |
| 高校生以上<br>65歳以上の方も加入<br>できます。             | 文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎、応援、準備、片付け<br>▶ボランティア、地域活動であっても、スポーツ活動(下記「各種解説」の「4 スポーツ活動とは」をご覧ください。)を行う場合は補償の対象となりません。C区分でご加入ください。<br>※子どもを相手にスポーツ活動を行う大人は指導者の扱いとなり、AC区分またはC区分となります。<br>※団体員の送迎の際、自動車事故によって賠償責任を負った場合、賠償責任保険は補償の対象となりません。 | A2   | 800円            | ○        | ×    | ×      | 2,000万円      | 3,000万円 | 4,000円   | 1,500円    | 対人・対物賠償<br>合算1事故 5億円<br>ただし、対人賠償は1人 1億円                                       | 突然死<br>(急性心不全)<br>脳内出血など<br>葬祭費用<br>180万円 |
|  | スポーツ活動<br>スポーツ活動の指導・審判  | C    | 1,850円          | ○        | ○    | ×      | 2,000万円      | 3,000万円 | 4,000円   | 1,500円    | 対人・対物賠償<br>合算1事故 5億円<br>ただし、対人賠償は1人 1億円                                       | 突然死<br>(急性心不全)<br>脳内出血など<br>葬祭費用<br>180万円 |
|  | 子どもへのスポーツ活動の指導・審判<br>▶高校生以上の方への指導や、自身のスポーツ活動(練習・試合)は補償されません。C区分でご加入ください。<br>※スポーツ活動以外の指導者はA2区分となります。<br>※団体員の送迎、応援、準備、片付けも補償の対象となります。   | AC   | 1,300円          | ○        | ○    | ×      | 1,000万円      | 1,500万円 | 2,500円   | 1,000円    | 対人・対物賠償<br>合算1事故 5億円<br>ただし、対人賠償は1人 1億円<br>▶自動車事故によって賠償責任を負った場合は、補償の対象となりません。 | 突然死<br>(急性心不全)<br>脳内出血など<br>葬祭費用<br>180万円 |
| 65歳以上                                    | スポーツ活動<br>※スポーツ活動を行わない方はA2区分となります。<br>平成27年4月1日と掛金の支払い手続きを行った日のいずれか遅い日の満年齢が65歳以上の方が加入の対象です。   | B    | 1,000円          | ○        | ○    | ×      | 600万円        | 900万円   | 1,800円   | 1,000円    | 対人・対物賠償<br>合算1事故 5億円<br>ただし、対人賠償は1人 1億円                                       | 突然死<br>(急性心不全)<br>脳内出血など<br>葬祭費用<br>180万円 |
| 全年齢                                      | 危険度の高いスポーツ活動<br>※該当する種目は、下記「各種解説」の「5 危険度の高いスポーツ活動とは」をご覧ください。  | D    | 11,000円         | ○        | ○    | ○      | 500万円        | 750万円   | 1,800円   | 1,000円    | 対人・対物賠償<br>合算1事故 5億円<br>ただし、対人賠償は1人 1億円                                       | 突然死<br>(急性心不全)<br>脳内出血など<br>葬祭費用<br>180万円 |

### 短期スポーツ教室の加入区分(教室ごとに5名以上でご加入ください。)

▶インターネット(スポ安ねっ)をご利用になれない場合は、上記一般団体の加入区分でご加入ください。

|              |   |                  |      |   |   |   |         |         |        |        |   |   |
|--------------|---|------------------|------|---|---|---|---------|---------|--------|--------|---|---|
| Web限定<br>全年齢 | 短期スポーツ教室(開催期間3か月以内のスポーツ教室)の活動<br>※対象となる条件は、下記各種解説の「6 短期スポーツ教室とは」をご覧ください。<br>※野球大会等の競技会、短期の行事・イベント、各種クラブの夏季練習会・合宿、一時的に組織された選抜チーム、トレセンなど、単に活動期間が3か月以内に限定されている活動は該当しません。 | 短期<br>スポーツ<br>教室 | 800円 | ○ | ○ | × | 2,000万円 | 3,000万円 | 4,000円 | 1,500円 | 対人・対物賠償<br>合算1事故 5億円<br>ただし、対人賠償は1人 1億円 | 突然死<br>(急性心不全)<br>脳内出血など<br>葬祭費用<br>180万円 |
|--------------|---|------------------|------|---|---|---|---------|---------|--------|--------|---|---|

## 各種解説

### 1 団体管理下とは

団体の活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従って団体活動を行っている間をいいます。

活動場所への集合 ▶ 準備 ▶ 活動 ▶ 後片付け ▶ 解散

※合宿などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となり、その間の休憩なども含まれます。

### 2 団体活動とは

日時・場所・内容等を定めた活動計画に基づいて、団体で行う活動をいいます。ただし、団体の指示に基づいた次の活動を含みます。

- 被保険者が団体の代表として、団体代表者の承認を得て、国、地方公共団体、(公財)日本体育協会、(公財)日本レクリエーション協会等(加盟団体およびその傘下団体を含む。)が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会または競技会(注)に参加する活動(注)競技会における事故は補償されますが、別途、選抜チーム・トレセン等の管理下で実施される活動(練習・合宿等)は補償されません。その際には、選抜チーム・トレセンの団体としてご加入ください。
- 大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動
- 昇級・昇段試験または資格取得の各種審査会等に参加して行う活動 など

### 3 ご加入いただける団体の例

スポーツ・文化・ボランティア・地域活動などを行う団体(スポーツ少年団、野球チーム、ママさんバレーチーム、青年団、PTAなど)、各種教室・講座、老人大学、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ、学童保育、一定の資格のある指導者の団体などがご加入いただけます。

### 4 スポーツ活動とは ▶ 以下の種目はA2区分では補償されません。

運動競技および身体運動(キャンプその他の野外活動を含む。)であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。なお、球技、武道、格闘技、水泳、陸上競技、モーター・マリンスカイスーツ、冬季スポーツ、レクリエーションスポーツ等の他、次の活動もスポーツ活動となります。(危険度の高いスポーツ活動を除きます。)

- 健康美容体操、エアロビクス、ジャズダンス、太極拳、ヨガ、ストレッチ体操などのフィットネススポーツ
- 社交ダンス、フォークダンス、バレエ、洋舞、日舞、盆踊り、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、レクリエーションダンス、バントワリング、カラーガードなどのダンス、踊り
- ウォーキング、ハイキング、軽登山、釣り、キャンプ、サイクリングなどの野外活動(ボーイ・ガールスカウト、ベンチャースカウト(高校生以上)、ローバースカウト(大学生以上)などが行う野外活動も含まれます。)

### 5 危険度の高いスポーツ活動とは

次の活動をいいます。▶以下の種目はD区分での加入となります。

- 山岳登山(注1) ●アメリカンフットボール ●リュージュ ●ボブスレー ●スケルトン ●スカイダイビング ●航空機(グライダーおよび飛行船を除く。)の操縦 ●超軽量動力機(注2)の搭乗 ●ハンググライダーの搭乗(注3) ●ジャイロプレーンの搭乗 ●その他これらに類するスポーツ活動
- (注1) 冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミングなど特殊な技術と経験を要するもの。(具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)
- (注2) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等を行い、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。
- (注3) パラグライダーの搭乗はC区分となります。

### 6 短期スポーツ教室とは

参加者の知識および基礎技術の習得を目的とし、以下の条件をすべて満たす講義・講習型のスポーツ教室をいいます。

- 実施する教室ごとに、募集要項に基づいて参加者を募集している。
  - 活動場所に指導者がおり、参加者を指導・監督している。
  - 予め活動場所、日時および参加者が定められており、活動期間が3か月以内である。
- なお、6に列挙される活動を行う教室を除きます。

### 7 自宅とは

被保険者の居住の用に供する建物(敷地を含む。)をいいます。ただし、アパート、マンション等の共同住宅においては、ドアより内側の専用居住区画(専用使用権のある共用部分を含む。)をいい、学生寮、寄宿舎等の共同宿舎においては建物(敷地を含まない。)をいいます。

### ▶ご注意事項等

- 中途加入および中途脱退の場合でも年間掛金を適用し、掛金の返戻はありません。また、年度途中での加入区分の変更はできません。
- この保険は同一団体で1口しか加入できません。
- 複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。
- 自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)・航空機(グライダー、飛行船およびモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)・船舶(人力または風力を原動力とするものを除く。)の所有、使用または管理、狩猟に起因する賠償責任は補償の対象となりません。